

社会保障審議会児童部会
ひとり親家庭への支援施策の在り方に関する専門委員会
(第5回)

平成25年7月25日(木)
19:00~21:00
省議室(9階)

議事次第

○議事

1. 開会
2. 議題

ひとり親家庭への支援施策の在り方について
(中間まとめに向けた議論)

3. 閉会

〔配布資料〕

資料 中間まとめに向けた議論の整理(案)

中間まとめに向けた議論の整理(案)

1. 検討に当たっての留意点

- ひとり親家庭への支援施策を検討するに当たっては、子育て・家事と生計の担い手という二重の役割を一人で担うといったひとり親家庭に特有の課題だけでなく、非正規雇用の増加、男女の賃金格差、仕事と子育ての両立の難しさ、子どもの貧困など、社会全体の課題が背景にあることを認識する必要がある。
- ひとり親家庭の支援ニーズは、ひとり親になった理由や、自身や子どもの年齢、住居や同居家族の状況、職歴や現在の職業、就業や転職への意欲等により、多様なものがあるため、その支援施策については、個別の支援メニューと、それを支援対象の家庭の事情に応じて適切に組み合わせて行う相談支援が必要であり、これら双方の充実が必要である。
- ひとり親が安定した仕事に就き、自立した生活を送ることは、家庭の生計維持や本人の自己実現の観点だけでなく、その子どもに及ぼす影響の観点や寡婦(夫)となった後の生計維持の観点からも望ましいことから、できる限り就業による自立を目指すべきであり、そのための支援の充実が望まれる。

2. 支援施策全体、実施体制の在り方について

<課題>

- ① ひとり親家庭の支援施策については、個別の支援メニューと、それを支援対象の家庭の事情に応じて適切に組み合わせて行う相談支援が必要である。このうち、支援メニューについては、地域によって実施されていないものがある場合や、実施されていても提供体制が十分でないため利用しにくく、ニーズに応えられていない場合があるなど、地域によって取組にばらつきがあることから、どのように自治体における支援メニューの提供体制の整備を進めていくか。
- ② 地域で支援メニューが準備されていたとしても、その支援を必要としているひとり親家庭に知られておらず、十分に活用されていない状況にあることから、どのように施策の周知を進めていくか。
- ③ 相談支援については、これを中心となって担うべき母子自立支援員の体制が十分でなく、相談支援に当たる者の支援メニューに関する知識などの専門性も十分でないため、相談支援が十分に行えていない地域もあることから、ど

のように相談支援体制を確保していくか。

- ④ 父子家庭の中にも、就業と子育て・家事との両立の困難や、現在の雇用環境等を背景として経済的に厳しい状況に置かれ、支援を必要としている家庭があるものの、制度面で対応できていないものや、父子家庭が利用しにくいものもあることから、どのように父子家庭への支援を進めていくか。

(1) 自治体における支援メニューの整備と提供体制の確保

- ひとり親家庭への支援メニューについては、地域によって実施状況や提供体制にばらつきがあるが、これが地域における支援ニーズに的確に対応したものとなっているかどうか、各自治体において地域の支援ニーズを把握した上で、現状の支援メニューと提供体制を見直し、計画的に地域の支援ニーズに適合したものとするよう、国が必要な助言、支援を行い、取組を促進することが必要ではないか。

(2) 支援施策の周知

- 支援を必要とする家庭に必要な支援が届くように、支援施策の更なる周知と利用の促進が必要ではないか。パンフレットなどの紙媒体をはじめ、メール、ウェブサイト、SNS(ソーシャルネットワーキングサービス)などのインターネットメディアの活用を含めひとり親家庭が接しやすい方法による周知が必要ではないか。

(3) 相談支援窓口体制の整備

- ひとり親家庭がどのような悩みや課題を抱えていたとしても、まず相談でき、その家庭に応じた適切な支援メニューにつなげられる相談支援窓口の体制を整え、これを周知することが必要ではないか。

- この相談支援窓口では、次のような相談支援を行えることが必要ではないか。
 - ・ ひとり親家庭がどのような悩みや課題を抱えている場合でも、その家庭の抱える課題を把握・分析し、地域の適切な支援メニューを組み合わせることで支援することができる包括的・総合的な相談支援。
 - ・ 具体的な支援ニーズを引き出した上で整理し、適切な支援メニューにつなげるような継続的・計画的な支援や関わり合いができ、自立への意欲の維持にも資する寄り添い型の相談支援。
 - ・ 様々な行政や支援機関との接点を持ち、相談から具体的な支援メニューにつなげていくといった、潜在的な支援ニーズに応える積極的な相談支援。
 - ・ ひとり親家庭のそれぞれの事情に応じて様々な地域の支援機関が有する支援メニューを適切に組み合わせることで支援することができる地域連携型の相談支援。

- ひとり親家庭への支援の窓口体制については、地域によって支援ニーズや

社会資源の在り方が多様であるため、地方自治体が地域の実情に応じた相談支援窓口体制の在り方を検討して整えることが適当であり、国は、自治体が効果的な取組を行えるよう必要な支援を行うことに加えて、先進的な取組等の収集・情報提供を行うことが必要ではないか。

(4) 母子自立支援員の体制確保と資質向上

- 相談支援の中心となる母子自立支援員については、各自治体において、十分に相談支援が行えるよう、体制を強化するとともに、母子自立支援員を積極的に研修に参加させるなど母子自立支援員の待遇改善を図り、その資質を向上させることが必要ではないか。

(5) 父子家庭への支援

- 父子家庭においても、就業と子育て・家事の両立の困難や、現在の雇用環境を背景として経済的に厳しい環境に置かれた家庭もあることから、母子自立支援員等による相談支援の実施や、母子寡婦福祉資金貸付金の貸付対象の父子家庭への拡大など、引き続き、父子家庭への支援の推進が必要ではないか。

また、ひとり親家庭支援施策の名称について父子家庭が対象となっていることがわかりにくいとの指摘を踏まえ、父子家庭も支援を受けられることを周知徹底する方策が必要ではないか。

3. 支援施策ごとの在り方について

(1) 就業支援

<課題>

- ① ひとり親の多くが就業しているものの、現在の雇用環境や子育て・家事と就業の両立の難しさ等を背景として、非正規雇用の割合が高く、稼働所得が十分な水準とはいえない状況にあることから、どのように就業支援を進めていくか。
- ② 他方で、直ちには就業できないひとり親家庭の自立に向けては、どのように支援を進めていくか。

- ひとり親の多くが就業しているものの、非正規雇用で働く者が多く、稼働所得が十分な水準とはいえない状況を踏まえ、より安定し、よりよい所得が得られるよう、転職やキャリアアップの支援の推進が必要ではないか。そのためには、休日夜間などにも相談支援を受けられることが必要ではないか。

- マザーズハローワークにおけるひとり親への就業支援や生活保護受給者等

就労自立促進事業などのハローワークでの支援については、実績が上がっていることから、更なる周知と活用が必要ではないか。また、地方自治体の相談支援体制の整備に当たっては、これら国が実施する就業支援との連携強化が必要ではないか。

- ひとり親が就業や転職するに当たっては就業に役立つ資格の取得が有効であることから、高等技能訓練促進費等事業等については、自治体において対象資格を拡大すること等により、更なる活用促進を図る必要があるのではないか。
- ひとり親の就業機会を確保するために、「母子家庭の母及び父子家庭の父の就業の支援に関する特別措置法」に沿った国や自治体による取組を推進する必要があるのではないか。
- 他方で、ひとり親の中には、例えば DV 被害を受けたトラウマに苦しむなど様々な課題を抱えている者もおり、直ちに就業できないひとり親に対しては、個別の事情を踏まえた回復への支援などから入っていくなど継続的、計画的な寄り添い型の支援が必要ではないか。

(2) 子育て・生活支援

<課題>

- ① ひとり親が、就業(修学)と子育て・家事を両立していくためには、一般の子育て支援とともに、ひとり親家庭のニーズに即応した子育て・生活支援を適切に組み合わせて支援することが重要であり、どのように子育て・生活支援を進めていくか。
- ② 他方で、様々な課題を抱えていることから直ちに就業が困難であり、まずは日常生活を安定して送ることができるようにすることが必要なひとり親家庭もある。このように多様なひとり親家庭の状態像に応じた支援をどのように進めていくか。
- ③ ひとり親家庭の子どもがその置かれている環境にかかわらず、心身ともに健やかに成長することが、ひとり親家庭支援の目指すところであること、また、貧困の連鎖を防止する必要があることから、ひとり親家庭の親への支援だけでなく、子どもを対象とした支援も重要であり、これをどのようにを進めていくか。

- ひとり親家庭が就業(修学)と子育て・家事を両立していくためにも、就業状況等に応じた保育体制の整備や就業時間等への配慮など一般の子ども・子育て支援施策の充実が必要ではないか。

- ひとり親家庭が子育てや家事の援助を受けることができる日常生活支援事業については、地域によっては提供体制が十分ではなく、必要な支援を受けられないことがあるとの指摘を踏まえ、各自治体において地域のひとり親家庭のニーズに的確に対応できる提供体制を確保することを促進する必要があるのではないか。
- ひとり親の中には、例えば、DV被害を受けたトラウマに苦しむなど様々な課題を抱えている者もおり、直ちに就業できないひとり親に対しては、個別の事情を踏まえた回復への支援などから入っていくなど継続的、計画的な寄り添い型の支援が必要ではないか。(再掲)
- 母と子が共に生活しながら、それぞれの個別の課題に対応した専門的支援を受けることができる母子生活支援施設については、地域の社会資源として更に活用することが望ましく、ニーズを持つ母親及びその支援者への周知、広域的な利用など積極的な活用、支援の質の向上、職員体制の充実、施設の偏在に対応する必要な体制整備が必要ではないか。
- ひとり親家庭の親や子どもの心の支えも重要であり、当事者同士が悩みを打ち明け合うことができる相互交流や情報交換の機会の確保のための支援の充実や活用促進が必要ではないか。
- 子どもへの支援については、早期から十分な学習機会を確保し、学習や進学
の意欲を維持できるよう、また、社会との関わりあいを持ち、心の支えを持つことができるよう、学習支援ボランティア事業などの子どもへの支援施策の充実や活用促進が必要ではないか。

(3) 養育費確保支援

<課題>

- ① 養育費確保については、取り決めとその履行が十分には進んでいない状況を踏まえ、どのように養育費確保の支援を進めていくか。
- ② 面会交流は、養育費の確保の観点からだけでなく、子どもの立場からも重要であることを踏まえ、どのように面会交流の支援を進めていくか。

- 養育費確保については、養育費の取り決めや確保が適切になされるよう周知啓発を図るだけでなく、例えば、相談の機会等を捉えて養育費の取り決めや確保のための支援や制度を紹介し、利用を促すなど養育費確保に消極的なひとり親も含め養育費確保の取組を促す支援が必要ではないか。

- 母子自立支援員や母子家庭等就業・自立支援センターなど、地域において養育費相談が受けられるようにすることが必要であり、このためには地域で養育費相談に携わる相談員の資質の向上が不可欠である。このため、養育費相談支援センター事業(国の委託事業)で行っている相談員への研修事業等の活用を促すことが必要ではないか。
- 養育費の取り決めや支払いを義務づけることを検討すべきとの意見もあったが、民法の根幹に関わる問題であるため容易にできる議論ではないとの意見もあり、慎重に検討すべき課題ではないか。
- 面会交流については、子どもの立場から両親がその意義について認識し、取り決め・実施が適切になされるよう、更なる周知啓発が必要ではないか。また、その支援に当たっては、子どもと両親との三者の心のケアなど独自の専門性が必要であることから、関係機関や民間団体の協力を得て、面会交流支援事業の充実を図る必要があるのではないか。

(4) 経済的支援

<課題>

- ① 児童扶養手当については、公的年金との併給制限の在り方等について指摘されているが、限られた財源の中で、どのように対応していくか。
- ② 母子寡婦福祉資金貸付金については、貸付対象の父子家庭への拡大等について指摘されているが、どのように対応していくか。

- 児童扶養手当よりも少額の公的年金を受給する場合に児童扶養手当が支給されないことについては、必要な所得保障がなされないことが想定されるため、児童扶養手当と公的年金との差額について児童扶養手当を支給するなどの方法により、児童扶養手当の水準の所得を保障することが必要ではないか。
- 児童扶養手当の5年経過後の一部支給停止措置については、同措置がとられている者の状況の把握について検討する必要があるのではないか。
- 母子寡婦福祉資金貸付金については、父子家庭においても、就業と子育て・家事の両立の困難や、現在の雇用環境等を背景として経済的に厳しい状況に置かれている家庭があるため、支援を必要とする父子家庭には母子家庭と同様に経済的支援の対象とすることが適当であることから、母子寡婦福祉資金貸付金の貸付対象を父子家庭に拡大することが必要ではないか。

以上